平成２２年（フ）第２３２号
埼玉県草加市谷塚仲町76番地
債務者　齋藤　英雄
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
埼玉県越谷市大字上間久里291番地４
債務者　石井　亜紀
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
埼玉県春日部市藤塚250番地27
債務者　村田裕次郎
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
埼玉県熊谷市上川上524番地１
債務者　中華料理江竜こと　江原　　勇
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１７号
埼玉県熊谷市上川上524番地１
債務者　江原　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５４号
千葉県船橋市本中山３－３－４　レオパレスクララ３　307号、住民票上の住所大阪府岸和田市神須屋町135番地
債務者　関　　康宏
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８７号
千葉県浦安市北栄２丁目６番26―203号　ベイ・コラージュ
債務者　谷村　洋子（旧姓中岡）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６０１号
千葉県船橋市夏見６丁目10番８号　パシオ夏見
債務者　畑田仁衣奈
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６３７号
千葉市緑区古市場町474番地181第一フォーブルツエム201号
債務者　梅村　　毅
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８８号
千葉市中央区春日２丁目21番14―203号
債務者　山口　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９３号
千葉県八千代市島田台1247―２　アムール高堀106、住民票上の住所千葉県八街市八街ほ597番地15　アヴェニールイグチⅢ―203号
債務者　中村　幸江
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９８号
千葉県市川市日之出13番17―504号プレステージ・市川
債務者　早坂　拓哉
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２５号
千葉市緑区おゆみ野南６丁目23番地３　グリンフォーレⅡ―102号
債務者　池田　貴広
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８２号
愛知県知多郡阿久比町大字板山字西ノ海道山22番地53
債務者　コレア　マルコスこと　ＣＯＲＲＥＡ　ＪＵＮＩＯＲ　ＭＡＲＣＯＳ　ＲＩＢＥＩＲＯ
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８３号
愛知県知多郡阿久比町大字板山字西ノ海道山22番地53
債務者　秋元モニカこと　ＡＫＩＭＯＴＯ　ＭＯＮＩＣＡ
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３６号
名古屋市天白区高坂町87番地の２　フォーブル高坂205号
債務者　沼舘　義孝
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部